

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（第25回）

平成30年4月23日

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより、第25回社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいております、住宅局建築指導課建築安全調査室の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はマスコミの取材希望がございます。カメラ撮りは、事前をお願いしてございますように、議事に入るまでとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

なお、部会の議事につきましては、プレスを除き、一般には非公開となっております。議事録は事務局で取りまとめ、委員の皆様にご確認をいただいた上で、委員の名前を伏せた形で、後日、国土交通省のホームページにおいて公開することといたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に配付資料一覧を載せてございます。まず、本部会の委員名簿でございます。それから、資料1といたしまして、特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要、資料2といたしまして、耐震診断義務付け建築物に係る耐震化の促進について、資料3といたしまして、札幌市寄宿舍火災について、参考資料1といたしまして、今後の建築基準制度のあり方について（第三次答申）の概要、参考資料2といたしまして、「建築基準法の一部を改正する法律案」の概要、参考資料3といたしまして、埼玉県三芳町の倉庫火災について概要でございます。

過不足、欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

続きまして、新たに委員にご就任いただいた方々をご紹介します。本年2月4日付で委員にご就任をいただきました〇〇様でございます。

【委員】 〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 昨年11月7日付で専門委員にご就任をいただきました、〇〇様でござい

ます。

【委員】 ○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく11月7日付で専門委員にご就任をいただきました、○○様でございます。

【委員】 ○○と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 どうぞよろしくお願いいたします。

また、引き続きご尽力をいただきます委員、臨時委員、専門委員の方々も含めまして、配付資料の委員名簿のとおりとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は、部会委員及び臨時委員の11名のうち6名がご出席をいただいております、3分の1以上となっております。社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員におかれましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

では、初めに、事務局よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 おはようございます。住宅局の○○でございます。本日は、第25回建築物等事故・災害対策部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様方には、日ごろより建築行政、いろんな方面からご尽力いただいております、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

このたびは、先ほど事務局からご紹介をさせていただきましたが、新たに、委員として○○委員、それから、専門委員として○○委員、○○委員にご就任いただきました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。このほかの引き続きの委員も含めまして、どうぞよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、今回の部会でございますが、昨年6月から約1年ぶりの開催ということでございます。事故・災害対策部会を急いで開催する状況ではないということは、世の中にとって、ある意味いろいろな事故がありますが、よかったと思っております。今回の部会は、お手元の資料にございますとおり、前回の部会以降に発生いたしました建築物等の事故への対応、それから、耐震診断義務付け建築物に係る耐震化の促進についてのご審議、これは耐震診断の義務づけについて、地方公共団体の公表がほぼ出そろってまいりましたので、どうしていくかという話でございます。また、今年1月に北海道の札幌市で発生した寄宿舎火災についてのご報告等を内容とさせていただきます。

耐震診断義務付け建築物の耐震化率の目標でございますが、建築行政として、今、平成32年までとなっているのですが、とりわけ、今回、耐震診断の義務づけの建物について、公表された後、どうしていくかという動きになっていますので、この機を捉えてきちんと目標設定して、それで推進していきたいという趣旨でございますので、先生方の忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「建築基準法の一部を改正する法律案」ですが、3月6日に閣議決定されまして、現在、国会でご審議をいただいているところでございます。「今後の建築基準制度のあり方」について、昨年10月より建築分科会と建築基準制度部会でご審議いただきまして、去る2月16日に社会資本整備審議会長より頂戴いたしました第三次答申の施策が盛り込まれております。これにつきましては、ちょうど今、参議院が先に審議が終わっておりまして、衆議院を待っている状況でございます。また、昨年6月の部会で報告させていただきました、一昨年12月の糸魚川市の大規模市街地火災、あるいは昨年2月の埼玉県三芳町の大規模倉庫火災でございますが、こういったことを踏まえた対策、また、これは、総プロでいろんな議論が進んでおります、防火関連の技術開発これを踏まえた建築物・市街地の安全性の確保、それから、増加する空き家等ストックの有効活用、木造建築に係る多様なニーズ等に対応しての規制の合理化ということで、防火関係を中心とした規制の見直しでございます。結果として、先ほどのような効果も含めて、また、大規模火災、密集市街地対策なども視野に置いた改正になっておりますので、これにつきましては、後ほどご紹介をさせていただきたいと思っております。

建築物の事故・災害対策は、私どもの建築行政にとって一丁目一番地の問題であり、一層取り組んでいく所存でございますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

各委員のお席に卓上型のマイクを設置してございます。まことに恐れ入りますけれども、ご発言をいただく際には、マイクの根元にございます青いボタンを押していただいて、赤いランプが点灯したらお話をいただいて、ご発言終了の際には、またもう一度押していただいて赤いランプを消していただければと存じます。

それでは、議事進行につきまして、部会長、よろしくお願いいたします。

**【部会長】** はい。おはようございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。まず、(1)の特定行政庁より報告を受

けた建築物における事故の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 私、建築指導課昇降機等事故調査室の〇〇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料1についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

ページをめくっていただきたいと思います。1ページ目ですけれども、こちらは平成22年度から平成29年度までの事故件数及び被害者数をまとめたものとなっております。平成29年度につきましては、2月28日までの件数を載せており、全体で160件の事故件数となっております。説明につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目になります。このページから、前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故及び前回の部会以降に追加した事故について、まとめたものとなります。なお、前回部会において調査終了とされたものについては除いております。

部材の落下事故となります。まず、前回部会までに報告し、調査が終了してなかった事故となります。平成29年3月3日、北海道内の共同住宅で最上階ベランダ庇が根元から折れ落下したという事故でございます。こちらにつきましては、落下した庇部分の撤去を実施するとともに、屋上防水層の補修及び今回落下しなかった部分の庇を支えるための支柱を設置しております。再発防止策が終了しておりますので、調査終了とさせていただきます。

続きまして、平成29年4月10日、北海道内の屋外広告塔で広告部分が落下したという事故でございます。こちらにつきましては、当該広告部分及び柱の撤去を実施するとともに、所有者が管理する全店舗の点検も実施し、異常がないことを確認しております。なお、この件を受けまして、北海道から屋外広告物の許可申請者に対して、安全管理の徹底について通知がなされております。こちらにつきましても、再発防止策が終了しておりますので、調査終了とさせていただきます。

続きまして、前回の部会以降に追加した事故となります。平成29年5月19日、北海道内の共同住宅で4階バルコニー先端の外壁コンクリートパネルが落下し、破片の一部が道路に落下したという事故でございます。こちらにつきましては、バルコニー先端のコンクリートパネルを全住戸撤去し、サイディングへの改修工事を実施しております。

続きまして、平成29年6月20日、広島県内の事務所兼住宅で5階外壁の一部が道路に落下したという事故でございます。こちらにつきましては、既存外壁の上に金属製サイディングを張る改修工事を実施しております。

続きまして、平成29年6月27日、岡山県内の物品販売業で通路横階段上部のコンクリートが爆裂し、階段手すりに落下した後、被害者の首筋に落下したという事故でございます。こちらにつきましては、階段壁の打診検査及び落下のおそれがあるコンクリート部分の撤去の後、外壁改修工事を実施しております。

続きまして、平成29年8月9日、福岡県内の店舗兼住宅で外壁の一部が約8メートルの高さから道路に落下したという事故でございます。こちらにつきましては、落下したモルタル及び落下のおそれがある部分のモルタルを撤去した後、サイディングへの改修工事を実施しております。

続きまして、3ページ目になります。平成29年8月26日、北海道内の店舗で壁に取り付けられていた看板が歩道に落下したという事故でございます。こちらにつきましては、現在調査中となっております。

続きまして、平成29年9月18日、北海道内の店舗で屋外広告塔上部モニュメントの一部が落下したという事故でございます。こちらにつきましては、屋外広告塔のモニュメント部分の撤去を実施するとともに、他の看板についても点検を行い、その結果を報告するよう特定行政庁より指導しております。

続きまして、平成29年11月11日、北海道内の店舗で外壁に設置されたテナントの看板が落下し、歩道にいた通行人に当たったという事故でございます。事故原因といたしまして、強風の影響によるものと考えられます。なお、当日は、本件を含め、北海道内で強風の影響によるものと考えられる事故が3件発生しております。こちらにつきましては、落下した看板を含め、当該テナント全ての看板撤去を実施しております。また、当該建物の他の看板につきましても、許可申請及び安全対策を行うよう、特定行政庁より指導しております。

続きまして、平成29年11月11日、北海道内の事務所、店舗で外装材の一部及び外装材に緊結された看板の一部が落下したという事故でございます。事故原因といたしまして、強風の影響によるものと考えられます。こちらにつきましては、落下した外装材、看板及び落下のおそれがある外装材、看板の撤去を実施しております。

続きまして、平成29年12月10日、茨城県内の学校で2階渡り廊下の屋根が脱落したという事故でございます。こちらにつきましては、現在調査中となっております。

続きまして、平成30年2月13日、群馬県内の公衆温泉施設で浴室天井のトップライト付近からステンレス製の見切り材が落下し、利用者に当たったという事故でございます。

こちらにつきましても、現在調査中となっております。

続きまして、4ページ目、転落事故となります。まず、前回の部会まで報告し、調査が終了していなかった事故となります。平成27年11月18日、東京都内の共同住宅で3階の居住者が窓のアルミ製手すりに布団を干していたところ、手すりが脱落し、布団とともに約3.3メートル下の屋根に転落したという事故でございます。こちらにつきましても、現在調査中となっております。

続きまして、平成28年1月24日、東京都内の共同住宅で2階のバルコニーで被害者がバランスを崩し、アルミ製手すりにつかまったところ、手すり部分部分が脱落し、被害者とともに1階に転落したという事故でございます。こちらにつきましても、現在調査中となっております。

続きまして、平成29年1月25日、青森県内の栽培場で除雪作業していた作業員が天窓から約12メートル下の1階コンクリート床に転落したという事故でございます。こちらにつきましても、除雪作業の安全対策について全職員に周知徹底するとともに、窓を撤去し、屋根への改修工事を実施しております。再発防止策が終了しておりますので、調査終了とさせていただければと考えております。

なお、転落事故について、前回の部会以降に追加した事故はございません。

続きまして、自走式駐車場となります。前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故はございませんので、前回の部会以降に追加した事故となります。平成26年9月24日、東京都内で商業施設の駐車場下りスロープの右カーブを走行中、3階の柵を突き抜けて1階に転落したという事故でございます。こちらにつきましても、柵に異常は見られませんでした。当該箇所及び類似箇所にH型鋼による転落防止用の補強工事を実施しております。

続きまして、5ページ目、その他となります。前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故はございませんので、前回の部会以降に追加した事故となります。平成29年11月11日、北海道内で病院の車庫が横転したという事故でございます。事故原因といたしまして、強風の影響によるものと考えられます。部材の落下事故報告の際、1日に3件発生した北海道内で強風の影響によるものと考えられる事故のうちの一つでございます。こちらにつきましても、当該車庫の撤去を実施しております。

資料1の説明は以上となります。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見

をお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。〇〇先生、お願いします。

【委員】 〇〇です。

2ページ目の下から2つ目の岡山の案件にお聞きしたいのですけれども、状況が爆裂と書いてあるので、何か爆発が起きているような表現になっているのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、爆発ということではございませんで、鉄筋の腐食等による爆裂現象によってコンクリートが膨らんで落下したというものでございます。

【部会長】 不思議な表現ですけど、建築の材料学ではそういう言い方をしております。

【委員】 あ、そうなんですか。わかりました。

【部会長】 ほかにいかがでしょう。〇〇先生。

【委員】 〇〇です。

ちょっと補足的な説明をお願いしたいのですが、2ページ目の1-2のあたり、今の質問のところも含めてですけど、外壁の落下の話がずっと出てくるのですが、私が知らないのが問題かもしれないけど、外壁の落下は、建築物定期報告制度で一応何か点検をするようになっている対象もあると思うんですけど、この辺全部対象外だったというふうなことでよろしいのでしょうか。

【部会長】 お答えをどなたかお願いしたいと思います。

【事務局】 今、ご質問いただきました外壁の落下についてでございますが、定期報告の対象になっているもの、対象になっていないもの、対象になっていましたが、報告されていないもの、それぞれございます。

【部会長】 みんなある。はい、〇〇さん。

【委員】 それなら、それを書くべきじゃないかというか、定期報告をされていたけど、落ちちゃったのと、ほっといたから落ちちゃったのとは、多分社会的には随分違うように思うので、そのことをここに書くようにしていただけたらというコメントでございます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。書くとする、この表はずっとこの形でやっているわけですが、状況を書くのですかね。調査の状況……。

【事務局】 多分〇〇委員のご意見は、この場の議論に資するためにそういった情報を掲載するよという話かと思しますので、表に書くのか、別のやり方で示すのかというのはありますが、次回以降は、そういった定期報告の有無、また、定期報告しなければいけなかったけど、してなかったとかということが、少なくともこの部会のメンバ

一にはわかるような形での資料にしたいと思っております。

【部会長】 はい。今の〇〇委員のご指摘は、建築行政としては一丁目一番地の中でやっていることがちゃんと機能しているかどうかも含めて、大変重要なご指摘だと思いますので、事務局のほうで今後ご検討をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

【委員】 今回のこのフォーマットが決まっています、もう随分前から、私もこれ、ずっと見させていただいているのですけれども、このくらいの件数だと、みんなすぐ見られますけど、私たちから見ると、重篤度というか、死亡事故が頭にきて、時系列じゃなくて、死亡事故がきて、重症事故がきて、中等症がきて、軽症がくる。それで、何にもなかったというのがある、結果的には被害がなかったかもしれないけど、それが、危険度が低いって、必ずしもそれは結びつかないかもしれないけど、そうなったほうがすごく私らは読みやすい。一つ仕事が増えるという、面倒かもしれませんので、ちょっとその辺を検討していただければと思います。

【部会長】 はい。ご検討をお願いしたいと思います。ただ、建築の技術屋のほうからすると、結果的に、例えば除雪中に落下して亡くなったというのは、建築の技術からすると、それほどでもないのかなということがありますので、事務局のほうで今のご発言についてご検討いただきたいと思っておりますけれども。

【委員】 建築の部分とはちょっと違いますけど、見やすいという面は、一般の人は見やすいのではないかなと思ったのです。

【部会長】 はい。おっしゃるとおりだと思います。ご検討ください。よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。はい。〇〇先生。

【委員】 すいません。教えていただきたいのですけれども、3ページと最後のページだったかな。北海道で強風のためって、たしか何か去年暮れにかけて何か爆弾低気圧で何回かこういうのがあって、多分11月11日に3件出ているのですけれども、何かほかにもいろいろニュースでちょっと記憶があるのですが、何か飛んできてぶつかってけがした人がいるとかいうのですけれども、特定行政庁から、このときの、例えば強風に関してけが人が出たとか、何かの事故があったというのは、どういうふうにフィルターがかかって、これは建築分野だという形で上がってくるのかなというのをちょっと知りたいなと思ったのですけど。



【事務局】 特定行政庁からどんなものが上がってくるのかというルールでございますが、死亡または重傷の場合及び報道が広範囲に行われた場合というものが上がってくるといところで、今回は北海道ないし特定行政庁のほうから上がってきたものについて掲載しているというようなことになってございます。

【委員】 何か結構、最近気象状況が昔と違って爆弾低気圧みたいのがあって大雨降ったりとかで、いろいろ対応で動いたりしているところもあると思うのですが、この強風とかで、いわゆる建築の分野で少しこういうのは考えないといけないねとかいう、そういう動きとかもあるのですか。

【部会長】 これ、いかがでしょうか。

【事務局】 今、この段階ではそういった議論にはなっていないといところでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】 非常に精力的にまとめられているということで、大変ありがたいと思うのですが、ぜひこういう集めた知見をもう少し建築技術屋さんが活用できるような形で、どういうふうに気をつけたらいいのかという、その建築技術屋さんの観点からどうすればいいのかということがわかるような形でおまとめいただけることができると非常に役に立つのかなど。大体、これ、万が一に起きる事故より、はるかに少ない比率で起きているものですので、あんまり普遍性はないし、それから、さらに言うと、関係者の間の責任問題というものが間にくっついていきますので、そうクリアに結論が出るものでもないということは十分承知しているのですが、そうは言っても、せっかくこれだけ集めたものですので、全部が全部とは言いませんが、これはこういうことを先々、技術屋さん、気をつけたほうがいいですよ、建物のオーナー、気をつけたほうがいいですよということをもう少し、特定の事例に即したという形ではない形でも構いませんので、こういうことがどうも教訓ですよというようなことをまとめていただけると、非常に役に立つのではなからうかと。せっかくここまでやっているのにもったいないのではないかということをお思います。

特に強風に関していいますと、そもそも当初の強度が足りていたのかどうかという問題、非常に気になる場所ですね。吹いた風に対して弱かったから壊れるということは当たり前ですけども、問題は当初の設計がこれでよかったのか、というあたりなのですが、逆に言うと、責任問題がくっついてきまとうので、なかなかクリアにしにくいとは思うの

ですが、全部が全部とは言いませんので、使えそうなものだけでも何かわかるように、使いやすいような形の教訓にまとめていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今のことにしまして、事務局から何かありますか。

【事務局】 今、ご指摘いただきました点につきまして、当部会において報告された事故事例から得られました知見を活用し作成しました建築物の事故事例に係る資料というものを、前回部会以降、策定いたしまして、特定行政庁のほうに、建築物等の設計者や所有者等に対し広く周知をお願いしているところでございます。

【部会長】 はい。でも、今のお答えだと、〇〇委員のご意見に少し足りないかなと思いますが、〇〇さん、お願いします。

【事務局】 建築物防災対策室の〇〇です。

従来からつくばの国土技術政策総合研究所において、建物事故予防ナレッジベースというのをつくっていただいております。その中では、建物内の事故、転倒、転落、あるいは落下物等の事故のそのパターン別に分類いたしまして、それぞれごとに設計上、こういう点に気がつけたほうがいいですよとか、あるいは過去の裁判事例でこういう責任が問われていますとかいうような情報を、事故のパターンごとに分類して提供するというようなサイトをつくってございまして、そういった形で設計者の方にいろんな、必ずしも法令上求められる義務だけではなくて、いろんな設計上の留意点について情報提供させていただいているということでございます。

昨年のこの部会でエスカレーターの転落指針についてもご議論いただいておりますけれども、あれも国総研の事故予防のナレッジベースを大分参考にさせていただいてつくっておりますので、こういった今回報告されてきている事項につきましても、研究所のほうの事故予防サイトともよく連携して、一般の設計者の方にも情報提供できるような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。建築士の方には、例えば更新講習の際にこういう情報を流すとか、いろいろ方法があると思うのですが、所有者に対して、例えばほんとうに事故が起きたときに責任も問われますよというようなことはなかなか伝えにくいことかと思っておりますので、長期的にはそういうことも含めてご検討いただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【委員】 今回、建築物の事故の資料を見せていただくのが初見なので、教えていただけたらと思うのですが、資料の2ページと3ページを見ますと、先ほど平成29年の11月11日にもものすごい強風が吹いて事故が重なっているというお話でしたが、そのことを割り引いたとしても北海道という発生場所が多いような気がするのですね。先ほどから、〇〇先生、〇〇先生が気象関係の話をされていて、例えば寒冷地であるとか、積雪の多いところとか、強風が多く吹いてくるところとか、こういう傾向はこれまでもあったのでしょうか。それとも今回はたまたまというか、北海道の事例が多かったと見るべきなのでしょうか。

【部会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 たまたまということではないかと考えております。

【部会長】 ただ、例えば2ページの一番上の事例でいいますと、凍結融解という言葉が書かれていると思いますが、これは建築のいろいろなことにとって難しいんですね。例えば北海道ではタイルをあまり張らないとか、気象条件としてこういう建築物の事故が起きやすいということは確かだというふうに思います。それが統計的に何回出ているかわかりませんが、やはりそのために北海道では、独自の建築の研究の仕組みなどをもってそういうことも検討されて、かなり活発に活動されていると思いますので、やはり南北に長い日本では、一様にそういう対策をとるのは難しいという面があるかと思っています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。〇〇委員。

【委員】 今回のことの補足なのですが、北海道の風の被害が多いというのは、風の強さがこういう事故を引き起し、これ以上広範囲に起きるような事故でもなかったという、この事故報告に取り上げやすいレベルの強さの風が吹いたということかと、私、受けとめております。もっと強い風であれば、非常に広範囲に広がって、一々ここで取り上げることがないようなことになっているのではなかろうかと。少なれば上がってこないし、ものすごく数が多ければ、ここにも上がってこないという、そういうぎりぎりのところかなというふうに受けとめています。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見がなければ、調査中というご報告があったもの、今回5件ありますけれども、それを除いて、空欄のところに関しては調査終了とするということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ご異議がないようですので、資料1の調査中のものを除いて、調査終了といたします。

また、調査中の案件については、引き続き調査をよろしく願いいたします。

続いて、次の議事に入りたいと思います。議事(2)の耐震診断義務付け建築物に係る耐震化の促進について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料2についてご説明いたします。建築指導課建築物防災対策室の〇〇でございます。

資料2、耐震診断義務付け建築物に係る耐震化の促進についてとしておりますが、ここでは、平成25年に改正されました耐震改修促進法に基づいて、耐震診断結果、耐震診断義務化された建物について、診断結果の公表が進んできておりますので、その状況をご報告するとともに、これらについての今後の耐震化の取り組みの方針についてご議論いただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。新しい委員の方もいらっしゃるので、耐震改修促進法の概要について簡単にご説明させていただきます。

法改正の背景として書いておりますが、住宅、あるいは多数の方が利用する建築物の耐震化の目標は、平成32年までに95%というふうに設定しているのですが、直近の調査の時点、平成25年で住宅が82%、それから、建築物のほうは85%ということで、必要な進捗より若干下回っている状況ということでございます。近い将来、南海トラフ巨大地震等も想定されておりますので、耐震化を促進するというところで改正が行われたものでございます。

2. 改正の概要に記載しているとおりでございますが、大きな柱としましては、一定の建築物に対しまして、耐震診断の義務化を行うとともに、それを所管行政庁が公表するというふうにしたというものでございます。

対象の建築物の類型が大きく2つのカテゴリーがございます。白い丸で示しております。まず、白い丸の1つ目、要緊急安全確認大規模建築物と書いてございます。これは、国が法律で定めるものでございますが、病院、店舗、旅館等、不特定多数の方が利用するもの、それから、学校、老人ホーム等、避難弱者の方が利用されるもののうち大規模なもの、こちらにつきましては、所有者等は、平成27年の末までに耐震診断結果を行政庁に報告し、所管行政庁は、これを用途別に取りまとめて公表するというようになっております。

それから、2つ目の白い丸ですが、要安全確認計画記載建築物とありますが、これは、地方が定めるものでございまして、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路の沿道の建物、これは、地震で倒壊したときに道路を塞いでしまうような建物ですが、それから、都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物、これらにつきましては、所有者等は、地方公共団体が指定する日までに耐震診断の結果を所管行政庁に報告するとされております。所管行政庁は、これを期限が同一のものごとに取りまとめて公表というような仕組みになってございます。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。法律の概要の続きでございまして、診断の義務付け対象になる大規模な建築物の要件、これは国が定める建物でございまして、原則として次の①、②を満たすものということで、①が、階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用される建築物ということ。それから、②が、旧耐震基準により建築されたものということでございます。公表の内容としまして、その下に書いてありますが、建築物の概要、耐震診断の結果、耐震改修、建て替え、除却等の予定というのを公表するというようになってございます。地方公共団体が定める沿道建築物等の詳しい要件は、9ページ、10ページのほうに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから、このページ(2)の下のほうに円滑な促進のための方策と書いてありますが、説明は割愛させていただきます。

3ページを御覧いただけますでしょうか。まず、法律で国が規定しているほうでございまして、要緊急安全確認大規模建築物、延べ面積5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等でございますが、こちらにつきましては、これまでに全国の46の都道府県で既に診断結果の公表がされているものが計約10,600棟ございます。このうち、耐震性が不十分とされたものが約1,800棟、全体の17%程度ございました。詳細は、下半分の青い表のところを書いてございますが、左側、都道府県別の公表状況としまして、45の都道府県では行政庁で診断結果の公表を完了しています。東京都が一部行政庁において結果の公表を完了しています。診断結果の公表に至っていないのが和歌山県1県となっております。それから、右側の表で診断結果の内訳を示させていただきます。

それから、4ページにまいります。こちら、地方公共団体が指定するほうでございまして、要安全確認計画記載建築物の診断結果の公表の状況でございます。上の黄色いところに概要を書いてございますが、まず、避難路の沿道の建築物、こちらにつきましては、15の

都府県、それから、61の市町村におきまして、対象となる道路の指定を行っております。このうち診断結果の公表を東京都の一部、大阪府の一部、それから、3市で行っている状況です。それから、同じく要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点となる庁舎、病院、避難所等につきましては、29の道県で対象の建物を指定しております。診断結果の公表はこのうち15でなされているという状況でございます。それぞれの指定と公表の状況は、その次の5ページと6ページに個別の地方公共団体ごとに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、7ページでございますが、ここまでご説明をいたしました耐震改修促進法に基づいて診断を義務づけた建物につきまして、特に国が規定する要緊急安全確認大規模建築物について、おおむね診断の結果の公表が出そろったところでもございますので、ここで、今後の耐震改修の促進に向けて目標とか、あるいは取組方針を明確化してまいりたいと考えてございます。このために、今回ここで取組みの方針を定めさせていただくとともに、2025年、平成37年までに、耐震性が不十分なストックをおおむね解消するということを目指してまいりたいと考えておりまして、ご議論いただければと思っております。

方針の内容についてご説明させていただきます。

まず、1番としまして、耐震診断を行った要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震改修の促進としております。こちらは、公表された耐震診断結果のうち、耐震性が不足する建物については、地方公共団体において引き続き指導・助言、それから、改修に向けた支援など、計画的な取組みを要請してまいりたいと考えています。それから、耐震化に向けて、引き続きであります。重点的な支援を実施していくということ、これは国及び地方においてということでございます。

それから、次の2番でございます。地方の指定に係る要安全確認計画記載建築物について指定、それから、耐震診断、それから、耐震改修を促進していくということが必要でございます。まず、①についてですが、この要安全といっているカテゴリー、沿道の建築物とか、防災拠点でございますが、指定の見込みがあっても、まだ調整中であるとか、あるいはまだ指定に至っていないという地域もあるようでございますので、そういった地方公共団体における対象建築物の早期の指定完了、それから、支援策の充実というのをお願いしてまいりたいと思います。それから、②といたしまして、今後、これらの要安全確認計画記載建築物につきましては、診断が済みまして、診断結果の公表が進んでくるというふ

うに考えられることから、指定した各地方公共団体において計画的な取り組みを進めていただきたいと考えております。あわせて、耐震化に向けた重点的な支援、これを国及び地方において行っていくということが方針でございます。

次に、3番でございます。新たな耐震化の目標設定、それから、2020年、平成32年以降を見据えた都道府県及び市町村の耐震改修促進計画の見直し、それから、これに沿った取り組みの推進としております。①ですが、今までのご説明を踏まえて、耐震改修促進法に基づく国の基本方針というのを、今後見直しをしてまいりたいと思います。具体的には、耐震診断義務付け建築物について、特に重点的に耐震化に取り組みまして、2025年、平成37年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消することを目指すというふうにしていきたいと思います。それから、②番としまして、国の目標と同様に、各地方公共団体においても、耐震改修促進計画の見直しを推進していただきたいと考えております。その上で今後、2020年、これは現行の耐震化率の目標の平成32年でございますが、これ以降の目標を各地方公共団体においても定めていただきまして、所有者等に対する指導、それから、計画的な取組を推進していただければと考えております。

この後、いくつか参考資料をつけさせていただいておりますが、ご説明のほうは割愛させていただきます。

診断義務付け建築物に係る耐震化の取組方針のご説明は以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見を含め、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

**【委員】** すいません。この期に質問するのも恐縮ですが、要緊急安全確認大規模建築物というので学校が上がってきています。同時にその要安全確認のほうに避難所が上がってきているというところがあって、学校ということていくと、これは重なりますので、基本的には重なった場合には、要緊急、より強いほうで絞っているというふうに理解をしてよろしいのかということです。

**【部会長】** ご回答をお願いします。

**【事務局】** 法令上の整理といたしましては、この要緊急と要安全建築物の関係は、要安全建築物に先に指定されますと、そちらのほうが先取りというふうに、法令上は定められているという状況になっています。ただ、実態上はもう一体的にやられているというふうには理解しています。

**【委員】** 若干気になったのは、南海トラフが、非常に多様な割れ方をしているために、

例えば、東側で割れて、そうすると、西側のほうにもリスクが高まるという情報が出るようになります。そうすると、西側の方は、若干内陸部の避難所にもう既に避難をしている可能性が出てくる。そうすると、そこはかなり強い強震が襲ってきますので、その安全対策というのはかなり上げていかないと難しい。これは全体国の方向がそうになっていくと思いますので、ちょっとその関係が気になったというところでございます。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。貴重なご指摘だと思いますけれども、何かございますか。

【事務局】 建築物防災対策室の〇〇です。

ちょっと補足をさせていただきます。学校等の文教施設につきましては、文部科学省が中心になって、かなり耐震化を早期に進めていただいているという状況にございます。

それと、もう1点、ご指摘いただいたような、今後、南海トラフ等による巨大地震等も想定されるということもございまして、現在、住宅局では、大地震後も機能継続に支障がないような、そのまま使えるようにできる防災拠点等についての設計上の参考事項をまとめたガイドラインというのを作成する作業をしております。それは当然司令塔になります庁舎とか、あるいは避難所なども当然対象になってまいります。先週までパブリックコメントをさせていただいておりますので、その結果を踏まえて、今後早急に取りまとめて関係者に周知をしていきたいと、そのような取り組みも一方ではさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

【委員】 どうもありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。特定天井の対策なども進んでおりますけれども、今のご指摘は、避難所に人々に集まっているときに、さらに次の地震がきたときに、その方々が、建物は壊れなくても、ほんとうに安全かどうかとかいうような、避難施設としての機能が次の地震で継続されるかどうかということのご指摘、それが今後さらに重要になるでしょうというご意見だと思いますので、行政としても今後参考にさせていただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。では、〇〇先生。

【委員】 2つ教えていただきたいんですけども、診断をして、それで公表するというのは、とても大事なワンステップだと思うんですけども、最終的には改修につなげていかなければいけないということですけども、いろいろ最近の地震を見ても、我々がよく思っ



ているのは、その改修された建物というのは、確かにパフォーマンスはいいと感じます。実際に統計的に見るとか、調査をしてもそうだと思います。ただ、改修したものと改修していないものを同時に同じ地震で、どっちがよかったかというのを確かめることはできません。一方は改修してしまうので、多少クラックなんかが出て、多分改修しなかったら、もっと大きな被害であつたらう、非常にパフォーマンスがよかったねというふうにするのですけども。そういったところも、公表というのが、被害があつたときに、これは被害がありましたというのは、もちろんマスメディアなんかでよく出てくるのですけども、学術的にいろいろ研究論文等でパフォーマンスよかったよといったようなことも言うのですけども、もう少し国としても、改修された建物は確かにパフォーマンスがよかったというのを何か上手な形で公表ができないかなと。で、何となく改修したほうがいだろうと思っているけど、ああ、確かにそうなんだと思ってもらうことも、実際にアクティベートさせるためには大事なのではないかなと思いますので、何かそういう手当てがあればいいかなと思いますので、何か考えていただくとありがたいかなと。

それから、もう一つ、これは質問ですけれども、ちょっと私、不勉強でよく知らないですけれども、段階的に改修をしていくといったような方法に対して、民間だったら、ある意味勝手にやれと、少しずつやっていきますと、勝手に独自に判断をしてやっていけばいいということだと思ふのですけども、公的な建物なんかで、あるいは民間の建物もそうかもしれないんですけど、少し経済的な支援が加わってくるというようなことがもしあつた場合に、今、段階的に改修がなされるというようなものはサポートがあるのでしょうか。どんな状況になっているのか、そこを教えていただきたい。

実は、別の国に行ったときに、やっぱり同じような問題を抱えていて、そのときにも段階的に改修するのはありなんじゃないのというような話をしたのですが、彼らが心配していたのは、段階的にやって100%にはなっていない、80点ぐらいのときに地震がきて壊れたら、誰が責任を持つのか、結構現実的なことも心配しているようなこともありましたけど、日本って今、どんなふうになっているのかって、ちょっと教えていただければありがたいですけど、2点でございます。

**【部会長】** お願いいたします。

**【事務局】** 耐震改修の支援についてお答えします。国では、耐震改修への補助制度を持っておりまして、地方公共団体と連携して補助をしておりますが、段階的な改修も含めて、国は補助制度の対象にしております。ですので、地方公共団体と情報共有をしながら、

そういったものに対しても、現行よりもその耐震性能が上がるというふうに評価されている内容であれば、補助の対象にして助成をしているところでございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。耐震改修促進法のポイントの一つなのかもしれません。

【委員】 そのとき、100点になるのが最終的な目標と思って段階的に上げていくという、そういう理解でよろしいのですね。

【事務局】 そこはそういう思いで段階的なものを認めているという考え方です。

【部会長】 じゃあ、〇〇委員、ご発言をお願いします。

【委員】 すいません。〇〇です。専門は建築防火です。

それで、今、ちょっと何ですかね。建築というか、耐震に非常に深く掘った議論がされておりますので、もうちょっと外側のことについてコメントさせていただきます。

今、話されているのは、いわゆる既存不適格問題というやつで、法的に遡及しない。私の分野でいきますと、建築基準法の防火規定というのは、基本的に耐火建築物だとか、防火区画だとかは遡及しない。既存不適格で残っている。消防法の防火設備だけは遡及適用して、これは新しい法律ができたなら、新しい法律に合わせなさいというふうになっていきます。

で、ここからが、多分そんなにご存じないと思うのですが、皆さんがお乗りの地下鉄車両について、2004年に、実は技術基準を大改正させていただきました、車両間には通常時閉じる構造のドアを付けること等を定めたのですが、遡及適用はしません。

世の中、既存不適格をどういうふうに直していくかということについて、方法論がばらばらなんですけれども、ここからはコメントですけど、やっぱりこれをちゃんと消費者に伝えるべきじゃないのか。以上です。

【部会長】 はい。ありがとうございます。車両のほうは旧運輸系、でも、現在は国土交通省であるということから、これは〇〇委員によろしくお願いしますというふうにお伝えしたほうがいいかもしれません。ほかにいかがでしょうか。はい、〇〇委員、お願いします。

【委員】 いくつか耐震診断、あるいは耐震改修ということでご検討されているようですが、集合住宅が含まれるのは、この避難路沿道建築物の中には含まれるという受けとめでいいのですよね。で、集合住宅については、耐震診断、あるいは耐震改修の進捗に関して、他の用途の建物と比べて違いがあるのかどうか、おわかりでしたら、教えてください。

【部会長】 お答えいただけますでしょうか。

【事務局】 ご指摘のように、避難路沿道の要安全建築物については、建物の用途にかかわらず、道路の閉塞の可能性があるかどうかという観点で指定していますので、その場所によっては住宅系もかなり入ってきています。東京都が発表したものを見てみますと、共同住宅がかなり入っているというような状況です。

それと、耐震化の状況がほかの用途と比べてどうかというような観点では、特に調べてはおりませんが、一般論でいいますと、多数利用建築物については、平成25年現在は耐震化率が85%ですが、住宅については、戸建て住宅も含めてですが、82%というような状況になっていまして、住宅とそうでない、多数利用と言っていますので、やや大型の建築物ですけれども、そういったものを比較すると、住宅のほうが、その耐震化率という面においてはやや厳しい状況にあるというふうには言えるかと思えます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。特に区分所有になっている共同住宅の耐震化というのは大変大きな課題だと思いますけれども、これについても行政として今後しっかり見ていただかなければいけない問題かなと思います。

ほかにかがででしょうか。はい、お願いいたします。

【委員】 法律が専門であるというのに法律の条文も読まずにご質問をさせていただくことをお許しいただければと思うのですが、4ページで紹介いただいた要安全確認計画記載建築物に係る指定の話で、これは仕組みとしては、地方公共団体の指定と都道府県の指定を待つと。指定していただいて、で、それを報告していただくという仕組みになっていて、ここに15都府県、61市町村と、それから、29道県という数字があるので、おそらく指定の必要性を考慮した上での割合を評価しないと、どのくらいのこの指定が進んでいるのかどうかというのが、全体像として見えてこないのかなという感触を持っています。そのような点も含めたうえで、これはまだ道遠しというか、指定されなければならないものがまだ指定されていないものが多いということなのか。それともかなり指定自体は進んでいるという評価になるのか。国にお伺いすべきことではないかもしれませんが、国土交通省として何らかの評価をお持ちであれば、それをお伺いしたいと思えます。

【部会長】 これはぜひお答えをいただいたほうが良いと思いますけど、いかがでしょう。

【事務局】 建築物防災対策室の〇〇です。

この制度上、要安全確認計画と書いていますのは、都道府県や市町村の計画ということでございまして、その中でこういう路線を指定します、あるいはこういう建物を防災拠点として指定しますというのを具体的に書いていただくと、こういう制度でございます。

地方公共団体とは、定期的に担当部署との会議をブロック単位で持っておりまして、そういう中で意向確認をしながら進めてきております。ここの今の指定状況について、ございますが、まだいくつか、指定を検討中というふうに言っている地方公共団体がございますので、感じとしましては、道半ばよりはかなり超えているかなという感じではあるのですけれども、ただ、まだ指定前の調査、あるいは地元との調整というのをさせていただいているところがいくつかあるというふう聞いておりますので、まだ、ちょっとこれで終わり切ったという状況ではないと思っております。そういう意味で、全体の施策としては、指定をまずきちんとしていただいて、その上で診断、個別の建物を診断していただいて、さらに改修していただきたいと、こういうことでございますから、まず、そういった地方公共団体の指定につきましても、できるだけ早期にやっていただきたいということを改めて働きかけていきたいとは思っているところでございます。

【部会長】 はい。ありがとうございます。この資料2は、この審議会の部会の資料です。今日をもって公表されるというふうを考えてよろしいわけですね。ですので、これ自体が公表されると、例えば和歌山県はうちのところだけかとかいうふうに、議会の人の問題にしてくださるとか、そういうふうになればいいのかもしれませんが、今、〇〇委員が言われたように、例えば4ページの表は、ほんとうにこれ、すべき母数がどのくらいなのか、多分こういう必要がない都道府県もおありなので、そこでその県がうちはどうなっているのか、というふうの問題になっても、まずいかみせんから、今日の資料は、これはこれですけれども、今後、こういう場合には、そういうことも含めて理解しやすいような形で資料を今後はつくっていただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、7ページ、お開けいただきたいと思っておりますけれども、この取組方針の（案）というものが示されましたが、これにつきまして、皆様にお諮りしたいと思いますけれども、この方向で進めるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【部会長】 はい。特にご異議がないようですので、本部会として、この方針を了承するというにしたいと思っております。この方向で引き続き検討をお願いしたいと思いますの

で、よろしく申し上げます。

それでは、2の議事が終わりましたので……。

【委員】 1点だけ。

【部会長】 はい、どうぞ、〇〇委員。

【委員】 方向案がまとまったところで、ここから若干コメントになるので、3点ほど触れさせていただければと思います。

1つは、この方向で重点ということによろしいのかと思うのですが、1つの発想としては、耐震化をする、あるいは建て替えるというときに、やはりどうしても移転が伴うというところのコストが大変大きくなってまいります。そういう意味で、若干地区を少し重点的に指定して、その中でうまく回すような建て替えということがあり得るのではないかと。こんなことを考えた一つの理由は、阪神・淡路大震災の仮設から恒久に変えるときに、やはり商店街なんか、うまいところは空き店舗を一個置いて、そこでぐるぐる回していくという戦略をとったということがあります。なかなかそれは非常に地先というか、個々の現場の話なので、国が口を突っ込むにはちょっと細かい気もするのですが、何かそういう地区を少し考えるというようなことはあってもよいのかなという気がいたしました。

あと、2点目は、ここで公表されるということに伴って、例えば市区町村も自前の施設というのは、必要性を感じながらも、やはり自前の施設なので、ほかのことに對して、ほかの病院等に対する耐震を優先するという傾向もあって、ここはかなり明記されると、わりとオーソライズされてやりやすくなるのではないかと気がいたしました。

あと、3点目は、先ほど〇〇先生がおっしゃったことに絡むんですけども、熊本地震で、私、文系でずっと感じていたのは、全壊率ということであって、やっぱり新耐震でも出てしまうのですね。ところが、例えば建築の専門家が言う大破とか、総破壊とかっていうと圧倒的に少ないですね。そういう面では、大規模半壊という被害の認定とちょっと違う論理で出さないと。実際にお話を伺っていると、どうせ全壊するのだから、しょうがないなって、いや、そうでもなくて、命は助かっているのだということが現場ではあったと思うので、ちょっとその辺の言葉の使い方も伝えていただけるとありがたいかなという気がいたします。これはむしろ、こちらに座っている先生方に対するお願いかもしれませんけど。

ということでコメントでございますので、すいません。

【部会長】 はい、ありがとうございます。貴重なご意見だと思いますので、今後、参

考にしていただけたらと思います。

それでは、議事の3の報告に入りたいと思います。報告事項として、今年1月に発生した札幌市における寄宿舍火災等について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 建築指導課の〇〇です。防火の担当をさせていただいております。報告をさせていただきます。

お手元に、資料3と、参考資料1、2、3をご用意いただければと思います。今、部長からご案内いただきましたように、札幌市寄宿舍火災についてご説明させていただきますが、前回昨年6月の部会において既に報告済の、平成28年12月の糸魚川市の市街地火災、及び、平成29年2月の三芳町倉庫火災についても、改めて説明させていただきます。これは、冒頭で事務局からもご挨拶申し上げたとおり、今回、法改正の内容についても、こういった火災に事案を踏まえた内容を含んでおりますので、基本は建築分科会と建築基準制度部会でもご議論いただいておりますが、本部会でもかかわりの深い事項ということでご説明をさせていただこうと思っております。

まず、資料3についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、札幌市寄宿舍火災の概要ということで、これは今年の1月31日に発生した火災でございます。場所は、北海道札幌市。規模は、木造2階建て、約400㎡ということです。一部報道では3階建てという報道もありましたけれども、国土交通省のほうでも、建築研究所と国土技術政策総合研究所の職員が、現地調査もいたしました。3階につながる階段が現場では発見できなかったことですか、現地ヒアリングでも、3階と言われている部分は布団などを置いているような物入れ程度のものがあつたというふうに所有者の方からも報告ありましたので、階を形成するようなものではなかったというふうに認識しております。

また、用途に関しましては、実際には生活保護受給者向けの自立支援施設として運用されていたような実態があつたようではございますけれども、建築基準法上は寄宿舍ということで整理しております。消防法では下宿というふうに報道で出ておりますけれども、下宿所も寄宿舍も、消防法も建築基準法上も特に制度が変わるわけではなく、それぞれ現場から寄宿舍・下宿として報告をいただいた関係上、こちらの説明では寄宿舍とさせていただきます。

建築確認の状況に関しましては、新築年について確認申請の記録がないため不明というところがございます。ただ、昭和49年に増築のときの確認申請がございまして、このとき、所有者側からは旅館と記載されておりましたので、旅館であつた時期があるのは事実

と思われます。また、一方で、現地の札幌市のほうから、保健所で管理している記録、旅館業法に基づく記録では、廃止届けがあったということですので、旅館としての営業はやめている状態ということで、実態も踏まえて現在寄宿舍という用途として扱われるものと認識しております。

違反の有無に関しては、平成17年に旅館業法に基づく旅館業の停止の届けが出ているということで、この時点以降は寄宿舍に用途変更されたというふうに考えられますが、この用途変更に伴って行うべき確認申請が出ていないというところで、手続違反の可能性があるものと認識しております。

一方で、実態違反については、既に全焼しているため、特定行政庁である札幌市のほうからは、詳細は不明という報告が上がっておりますけれども、ちょっと1ページめくっていただきまして、2ページは、写真をつけてございますが、一部、右上の写真にありますように、防火上主要な間仕切壁、これは下宿ですとか、寄宿舍に必要な各部屋と廊下の間を遮る壁については、天井、小屋裏まで達せしめるという基準がございますけれども、この小屋裏部分の壁下地が確認できなかったというのが現地調査からわかっております。ただ、これは燃えてしまってなくなったのか、もともと設置されていなかったのかということもどうも判断がつかないというところもございまして、特定行政庁からは明確に違反というところまでは判断できないとの報告があった状況です。内装なども燃えてしまっているもので、壁紙に不燃材料が使われていたかどうかはわからない状態でした。外壁などは、逆にモルタルなど一部残っておりますので、この規模の建物であれば、防火構造である必要があったかと考えられますけれども、防火構造の要件は満たすような外壁であった可能性があるというような報告も受けております。

1ページ目に戻っていただきまして、人的被害に関しましては、11名の方が亡くなっております。入所者16名で11名の方が亡くなっております。重症が1名、中等症2名ということで、計3名の負傷者がいたとのことでした。

こういった火災を踏まえまして、今回の対応としましては、1ページ目の一番下にございますけれども、火災が、1月31日の深夜に発生しましたので、その翌日に当たる2月1日にはすぐ国土交通省及び消防庁のそれぞれから、木造のこういった寄宿舍に関して、違反对策など指導を徹底するように通知をさせていただいているところでございます。

また、こういった生活が困窮している方で支援が必要な方々向けの施設だったということも踏まえまして、厚生労働省とも連携をいたしまして、全国の福祉部局とも連携をしな

がら対応を進めていただくという趣旨で、3月20日には生活困難者向けの住まいについての防火安全対策ということで、厚生労働省、消防庁及び国土交通省の連名で通知を出させていただいております。

通知の内容に関しましては、資料、3ページ目を御覧いただければと思いますけれども、ちょっと細かい内容がいろいろ入っておりますが、真ん中の2番目、1番は、今申し上げた火災翌日に点検をお願いしたという話でございまして、2番目が連携に関する話ということで、福祉の分野の部局・消防部局・建築部局、3部局の連携による防火安全対策の助言等を行うということで、まず、ケースワーカーは、こういった生活保護受給者のお住まいには年2回ほど現地立ち入りする機会がございますので、その機会を捉えて、まず、どういう建物なのかということを一度調べていただくと。その上で適切に届け出が行われていない未届け施設ですとか、もしくは施設に該当するかどうかわからない類似施設であっても、避難の困難性や防火安全性に鑑みて、特に安全性を確保するための助言が必要であると考えたものをまず福祉部局で押さえていただくということを考えておまして、そういった情報は、建築部局、消防部局にも提供していただき、必要に応じて合同で立ち入りなども行って、所有者の方ですとか、入居者の方にも助言を行っていくということを考えております。

やり方としては、その次の4ページにございますけれども、入居者向けの助言ということに関しましては、寝たばこはしないとか、ストーブの上で物を干さないとか、タコ足配線しないとか、これは入居者の方一人一人に気をつけていただく事項として、そもそも出火防止という観点での安全確保に関する情報を提供させていただくことですか、また、5ページ目は、これはケースワーカーが実際にお住まいを訪問した際に、防火点検事項ということで、外観目視でわかるような項目についてはチェックをしていただいて、防火上、消防上問題がありそうな項目については、建築・消防部局にも情報提供していただくという、連携体制の確保をお願いしている状況でございます。

札幌市寄宿舎火災についての火災の概要と対応状況については、以上となります。

また、先ほど申し上げたように、法改正の話に関しましては、参考資料1、2、3ございますが、参考資料1は、フルセットで内容を書いておまして、ちょっと細かいものですから、参考資料2のほうを使いながら説明させていただきますと、今回の建築基準法の一部を改正する法律案ということで、左側の今回の柱として3つ、建築物・市街地の安全性の確保という緑色の欄のところと、既存建築ストックの活用という2つ目の赤色の欄と、



それから、3つ目が木造建築物を巡る多様なニーズへの対応ということで青の欄、テーマを3つ設けてございます。本部会に直接関係があるのは、一番上の緑色の建築物・市街地の安全性の確保という項目でございます。

左側の欄にも書いてありますように、糸魚川の火災ですとか、三芳町の倉庫火災を踏まえまして、建築物の適切な維持保全や、改修も必要ではないかということですか、糸魚川の場合、特に密集市街地という問題も抱えておりましたので、その解消を進めることが課題ではないかという課題設定をしている状況でございます。

それを踏まえまして、右側に法案の概要というふうに説明を書かせていただいておりますけれども、建築物・市街地の安全性の確保ということで、まず1つ目は、この欄の一番上の項目にあります。維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大するとい内容を示しております。現状では、建築物の維持保全計画に関しましては、定期報告対象の建築物を対象として維持保全計画を所有者で準備していただくことになっております。ただ、定期報告対象の考え方といたしましては、避難の上で安全性の確保が必要なものということで設定しておりますので、大規模倉庫のように、避難というよりは、燃え広がりですとか、長期間の火災を防止するという観点での配慮が必要なものは定期報告の対象にしていないものですから、今回、維持保全計画の策定に関しましては、こういった定期報告対象以外のものについても、一部対応ができるようにするための改正の内容を考えているということでございます。

また、維持保全計画の次の項目として、既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設ということで、現状では、既存不適格建築物に関しましては、勧告ですとか、命令という規定がございますけれども、著しく保安上、衛生上危険なものを対象にしていることから、なかなか本規定に基づく対応件数が限られているという状況もありますので、今回の改正法案では、今後放置すると保安上、衛生上問題になるようなものについて、できるだけ早期に対応できるようにということで、指導ですとか、助言の規定も置くということで、水際でそういった違反状態に転じていかないような対策を進めるための体制整備も、今回の法改正の中では考えているということでございます。

また、最後の3つ目、防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和するという内容でございますけれども、もう少し丁寧な説明資料が次の3ページ目に入っております。前回の部会でも糸魚川のシミュレーションの内容については簡単にご報告させていただいたかところですが、左側の欄にありますように、今回の

火災地域は、木造の建築物が多い地域ではございましたけれども、これは仮に裸木造ではなくて、防火構造の壁とした場合や、瓦などを想定した飛び火に対抗できるような措置をとった屋根とした場合のシミュレーションを行ったところ、右側の図のように、1街区燃えるだけで抑制できるというような効果も期待できるということを確認いたしました。したがって、できるだけこういった既存不適合のまま裸木造のものが残っていくような状態を解消していくために、右側の改正概要の①にありますように、防火地域・準防火地域での建て替えを促進するような建蔽率の緩和ということを考えている状況でございます。

現行制度でも、防火地域内の耐火建築物という要件であれば、建蔽率を10%緩和するという規定がございますけれども、戸建住宅程度の規模になりますと、むしろ地域としては防火地域ではなく、準防火地域のほうが多く、要求される性能も耐火建築物というよりは、準耐火建築物レベルのものも多いだろうということも踏まえまして、現行の制度に加えて、準防火地域内の耐火ないし準耐火建築物についても、建蔽率を10分の1緩和するというルールを新たに追加できないかということを考えているという状況でございます。

少し駆け足になったところもございましたけれども、法改正のうち、本部会に關係のある事項については、以上をもちまして報告を終えさせていただきます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思っております。いかがでしょうか。法改正自身は、もう国会にかかっているということで、特に強い意見を今いただいても、ということでありませけれども、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、報告を受けたということにさせていただきます。

これで予定された議事は終了しましたが、その他として、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

**【事務局】** 連絡事項ですけれども、次回の部会の開催につきましては、また別途調整をさせていただきますと存じます。

また、冒頭で申し上げましたけれども、本日の議事録につきましてでございますが、追って委員の皆様にご確認をいただくため、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございました。今日は活発な討議をありがとうございました。

それでは、ここで進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日は、長時間にわたりましてご審議を賜り、まことにありがとうございました。以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —